

後期高齢者健康診査が 始まります

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんに、健康診査の受診券を発送しました。

健康診査は無料で、受診期間は8月から12月10日までです。医療機関に確認のうえ、今回送付した受診券および後期高齢者医療被保険者証を忘れずに持参して、受診してください。

なお、8月2日以降に75歳になる方が誕生日以降に受診される場合は、受診券整理番号が変更になりますので保険年金課へ問い合わせください。

▶**問い合わせ** 同課医療担当(内線226・227)



65歳から74歳の国民健康保険に加入している方へ 特定健診を受診してください

今年度に65歳から74歳になる方へ、特定健診の受診券を発送しました。受診期間は8月から12月10日までです。医療機関に確認のうえ、今回送付した受診券および行田市国民健康保険証を忘れずに持参して、受診してください。

また、8月2日以降に75歳になる方が誕生日以降に受診される場合は、受診券整理番号が変更になりますので保険年金課へ問い合わせください。

なお、65歳未満の方の受診期間は6月から9月までです。終了間際は混み合いますので早めに受診してください。

特定健診を受診された方の中から抽選で10人の方に、行田商店共通商品券(1万円分)をプレゼントします。

- ▶**対象** 期間中に健診を済まされた方
- ▶**抽選** 平成23年3月末(予定)
- ▶**その他** 受診した時点で対象となりますので、応募の必要はありません。

▶**問い合わせ** 同課国保担当(内線271・272・273)

ご存じですか 児童扶養手当などの制度

制度の利用に際しては、それぞれ所得の制限がありますのでご注意ください。

■ 児童扶養手当

- ▶**対象** 次のいずれかに該当する子どもを育てている父母または養育者
 - 父母が婚姻を解消した子ども
 - 父または母が死亡した子ども
 - 父または母に一定の障害がある子ども
 - 父または母の生死が明らかでない子ども
 - その他(父または母が1年以上遺棄している子ども、父または母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで妊娠した子どもなど)※婚姻には、婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合(内縁関係など)を含みます。
- ▶**注意** 次の場合は支給対象となりません。
 - 申請する方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
 - 申請する方が公的年金を受けることができるとき
 - 子どもが父または母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき
 - 子どもが父または母に支給される公的年金の額の加算の対象となっていないとき
 - 子どもが児童福祉施設などに入所しているとき

- ▶**支給期間** 子どもが18歳になった年度末(子どもが政令で定める障害があるときは20歳)まで
※手当の対象は申請を受け付けた翌月分から
- ▶**問い合わせ** 子育て支援課子育て支援担当(内線292)または子育て総合支援窓口☎556-2011

■ 特別児童扶養手当

- ▶**対象** 精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方
- ▶**注意** 次の場合は支給対象となりません。
 - 申請する方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
 - 子どもが障害による公的年金を受けることができるとき
 - 子どもが児童福祉施設などに入所しているとき
- ▶**支給開始** 申請を受け付けた翌月分から
- ▶**問い合わせ** 子育て支援課子育て支援担当(内線292)または子育て総合支援窓口☎556-2011

■ ひとり親家庭等医療費支給

- ▶**対象** ひとり親家庭などで子どもを育てている方(養育者を含む)とその子ども
- ▶**内容** 医療費の一部を支給
- ▶**支給開始** 申請を受け付けた日から
- ▶**問い合わせ** 保険年金課医療担当(内線226)